

第 2 編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 気象等観測・予報計画（各機関）

第1節 計画の方針

気象等の観測及び予想した状況を迅速かつ的確に伝達するため、関係機関の一体的活動による通信の確保、伝達組織及び方法並びに警報等の発表基準等について定める。

第2節 計画の内容

第1 警報レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断の参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

第2 一般の利用に適合する予報及び警報

京都府における気象業務法第13条に基づく「一般の利用に適合する（以下「一般」という。）予報及び警報（以下「予報警報」という。）」並びに、同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）」の発表については、京都地方気象台が行い、その区域、防災活動に利用する予報警報及び気象情報（以下「予報警報等」という。）の種類、発表基準その他について定める。

第3 気象に関する防災気象情報

1 予報区

京都地方気象台が行う予報警報等の担当区域（以下「予報区」という。）を「京都府予報警報区域細分表」及び「京都府予報警報区域細分図」に示す。

京都府南部区域は単に「南部」と、京都府北部区域は単に「北部」と略称する。

2 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、京都府内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

いずれかの警報・注意報の継続中に新たな発表がなされた時は、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

警報・注意報の解除の通知は、これまで継続中の警報・注意報の全てを解除する場合にのみ行う。

警報・注意報は「警報・注意報伝達様式」を用いて伝達する。（例文1）

警報・注意報の連絡系統を「京都府予報警報等伝達経路図」に示す。

特別警報の発表基準を「特別警報基準表」に示す。

警報の予報区別発表基準を「警報基準表」に示す。

注意報の予報区別発表基準を「注意報基準表」に示す。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫

		している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注 意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切

		り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）

(洪水警報の危険度分布)	<p>の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

4 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(京都府南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(京都府など)で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

5 気象情報(全般、近畿地方、京都府)

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に気象庁本庁から全般気象情報が、大阪管区気象台から近畿地方気象情報が、京都地方気象台から京都府気象情報が発表される。

(1) 台風に関する気象情報

「令和〇年台風第〇号に関する京都府気象情報」(以下「台風情報」という。)は、京都地方気象台が発表する。

台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。

台風情報は、「台風情報伝達様式」を用いて伝達する。(例文2)

(2) 大雨(雪)に関する気象情報

「大雨(雪)に関する京都府気象情報」(以下「大雨(雪)情報」という。)は、京都地方気象台が発表する。

大雨(雪)情報は、大雨(雪)が予想される気象状況についての注意報・警報の予告または補完のために、降雨(雪)の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。

台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する京都府気象情報」、「記録的な大雨に関する近畿地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する京都府気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する京都府気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨(雪)情報は、「大雨(雪)情報伝達様式」を用いて伝達する。(例文3)

(3) その他の気象情報

その他の気象情報は、具体的な現象名を明示した標題で発表する。

その他の気象情報において対象となる現象には、長雨、少雨、低温及び異常潮位等がある。

これらの情報は、次の場合に発表する。

ア 注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合

イ 長雨その他、主として農作物等に徐々に被害がひろがる恐れがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合

6 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村等（ただし、平成16年以降に合併した市町は旧市町、京都市域は行政区。京都市上京区、中京区、下京区、南区及び久御山町を除く。）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

発表基準等について、

- (1) 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、1キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去（1988年～2004年）の事例を参考に基準値を定めた。平成30年に検証対象災害事例（1988年～2015年）、令和2年に検証対象災害事例（1991年～2018年）を再整理した上で、基準値の見直しを実施した。
- (2) 過去の災害が無い1キロメッシュについては、等RBFN出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。
- (3) 気象庁の降水短時間予報を利用して基準値に到達する数時間前に土砂災害警戒情報を発表する。土砂災害警戒情報は、「土砂災害警戒情報伝達様式」を用いて伝達する。（例文4）

7 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

京都府の雨量による発表基準は、1時間90ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

記録的短時間大雨情報は、「記録的短時間大雨情報伝達様式」を用いて伝達する。（例文5）

8 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

竜巻注意情報は、「竜巻注意情報伝達様式」を用いて伝達する。（例文6）

9 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。国管理河川については近畿地方整備局と京都地方気象台が、京都府管理河川については京都府と京都地方気象台が共同で下表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。

また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報として発表する。

指定河川洪水予報の対象河川等詳細は「第3 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報」の項を参照のこと。

10 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに京都地方気象台が京都府知事に対して通報する。

火災気象通報の詳細は「第5 各種の気象通報」の項を参照のこと。

京都府予報警報区域細分表

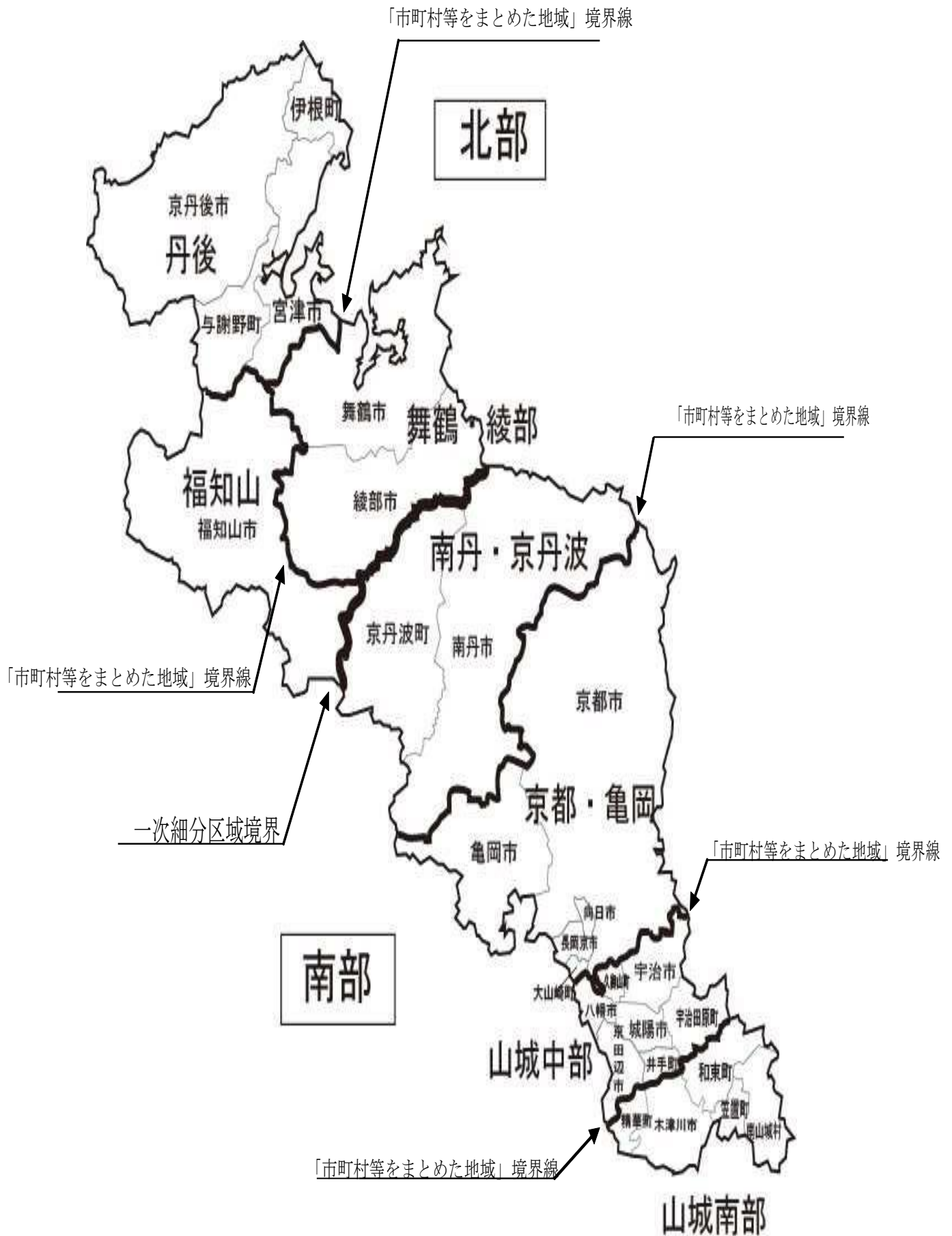
府県予報区	一次細分区域名	二次細分区域名	市町村等をまとめた地域
京都府	北部	宮津市 京丹後市 伊根町 与謝野町	丹後
		舞鶴市 綾部市	舞鶴・綾部
		福知山市	福知山
	南部	南丹市 京丹波町	南丹・京丹波
		京都市 亀岡市 向日市 長岡京市 大山崎町	京都・亀岡
		宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市 久御山町 井手町 宇治田原町	山城中部
		木津川市 笠置町 和束町 精華町 南山城村	山城南部

注1：「一次細分区域」とは、府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、気象台が天気予報を定常的に細分して行う区域

注2：「二次細分区域」とは、注意報・警報を行う際に限定することができる区域であり、各市町村区域とする。

注3：「市町村等をまとめた地域」は放送等で用いることを想定し、複数の市町村をまとめた地域（福知山市は単独）とする。

京都府予報警報区域細分図



●気象等に関する特別警報の発表基準

特別警報基準表

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

●気象等に関する特別警報の指標（発表条件）

○指数を用いた大雨特別警報（土砂災害、浸水害）の基準値

「大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準値」、「大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる表面雨量指数の基準値」、「大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる流域雨量指数の基準値」参照

○台風等を要因とする指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

(注1) 台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)に発表されている暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

(注2) 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

○大雪特別警報の50年に一度の積雪深の値

「50年に一度の積雪深」の地点別一覧」参照

大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準値

令和2年7月30日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	土壌雨量指数基準
京都・亀岡	京都市	291
	亀岡市	291
	向日市	297
	長岡京市	301
	大山崎町	301
南丹・京丹波	南丹市	291
	京丹波町	290
山城中部	宇治市	296
	城陽市	291
	八幡市	297
	京田辺市	292
	久御山町	—
	井手町	288
	宇治田原町	290
山城南部	木津川市	291
	笠置町	293
	和束町	293
	精華町	288
	南山城村	294
丹後	宮津市	292
	京丹後市	291
	伊根町	296
	与謝野町	292
舞鶴・綾部	舞鶴市	291
	綾部市	295
福知山	福知山市	294

※基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（土砂災害）を発表します。

雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧

令和3年3月25日現在

注1) R48: 48時間降水量(mm)、R03: 3時間降水量(mm)、SWI: 土壌雨量指数 (Soil Water Index)。

注2) 「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。

注3) 大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。)

個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI
京都府	京都府	南部	京都・亀岡	京都市	444	150	252
京都府	京都府	南部	京都・亀岡	亀岡市	446	171	256
京都府	京都府	南部	京都・亀岡	向日市	401	141	240
京都府	京都府	南部	京都・亀岡	長岡京市	438	152	256
京都府	京都府	南部	京都・亀岡	大山崎町	451	155	263
京都府	京都府	南部	南丹・京丹波	南丹市	407	135	236
京都府	京都府	南部	南丹・京丹波	京丹波町	385	129	233
京都府	京都府	南部	山城中部	宇治市	388	136	232
京都府	京都府	南部	山城中部	城陽市	395	143	233
京都府	京都府	南部	山城中部	八幡市	450	157	263
京都府	京都府	南部	山城中部	京田辺市	389	137	233
京都府	京都府	南部	山城中部	久御山町	408	137	245
京都府	京都府	南部	山城中部	井手町	353	124	216
京都府	京都府	南部	山城中部	宇治田原町	355	130	217
京都府	京都府	南部	山城南部	木津川市	312	110	201
京都府	京都府	南部	山城南部	笠置町	301	102	197
京都府	京都府	南部	山城南部	和束町	311	105	199
京都府	京都府	南部	山城南部	精華町	349	118	218
京都府	京都府	南部	山城南部	南山城村	311	107	202
京都府	京都府	北部	丹後	宮津市	392	140	231
京都府	京都府	北部	丹後	京丹後市	349	127	211
京都府	京都府	北部	丹後	伊根町	366	140	220
京都府	京都府	北部	丹後	与謝野町	378	133	228
京都府	京都府	北部	舞鶴・綾部	舞鶴市	400	133	235
京都府	京都府	北部	舞鶴・綾部	綾部市	406	141	244
京都府	京都府	北部	福知山	福知山市	403	137	238

「50年に一度の積雪深」の地点別一覧

令和3年10月28日現在

注1) “ ” が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので50年に一度の値は“- ”としている。

注2) データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を“- ”としている。

注3) “ * ” が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあつ50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注4) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注5) 大雪特別警報は、府県程度の広がり50年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
京都府	舞鶴	82	87
京都府	京都	18 *	41
京都府	峰山	127	110
京都府	美山	77	74

警報・注意報発表基準一覧表

(大阪管区気象台管内)

令和4年5月26日現在

発表官署		京都地方気象台							
府県予報区		京都府							
一次細分区域		南部			北部				
市町村等をまとめた地域		京都・亀岡	南丹・京丹波	山城中部	山城南部	丹後	舞鶴・綾部	福知山	
警	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合							
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合							
	暴風(平均風速)	20m/s			陸上 20m/s, 海上 25m/s			20m/s	
	暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う			陸上 20m/s, 海上 25m/s 雪を伴う			20m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ45cm	12時間降雪の深さ45cm	12時間降雪の深さ15cm		平地 12時間降雪の深さ50cm 山地 12時間降雪の深さ50cm	平地 12時間降雪の深さ35cm 山地 12時間降雪の深さ45cm		
	波浪(有義波高)	6.0m							
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合							
注	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合							
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合							
	強風(平均風速)	12m/s			陸上 12m/s, 海上 15m/s			12m/s	
	風雪(平均風速)	12m/s 雪を伴う			陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う			12m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm 山地 12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ5cm		平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ20cm	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ20cm		
	波浪(有義波高)	3.0m							
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合							
	雷	落雷等により被害が予想される場合							
	融雪								
	報	濃霧(視程)	100m			陸上 100m, 海上 500m			100m
		乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%			最小湿度40%で実効湿度70%			
		なだれ	①積雪の深さ40cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ70cm以上あり最高気温8℃以上又はかなりの降雨*1			①積雪の深さ40cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ70cm以上あり最高気温7℃以上又はかなりの降雨*2			
		低温	最低気温-4℃以下*1			最低気温-4℃以下*2			
霜		晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で 具体的には最低気温が3℃以下になると予想される場合			晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で 具体的には最低気温が4℃以下になると予想される場合				
着水									
着雪		24時間降雪の深さ:平地30cm以上 山地60cm以上 気温:-2℃~2℃	24時間降雪の深さ:60cm以上 気温:-2℃~2℃	24時間降雪の深さ:30cm以上 気温:-2℃~2℃		24時間降雪の深さ:30cm以上 気温:0℃~3℃			
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	90mm								

*1 気温は京都地方気象台の値。

*2 気温は舞鶴特別地域気象観測所の値。

(別表1)大雨警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
京都・亀岡	京都市	15	121
	亀岡市	12	121
	向日市	18	127
	長岡京市	18	131
	大山崎町	16	131
南丹・京丹波	南丹市	14	121
	京丹波町	12	120
山城中部	宇治市	15	126
	城陽市	13	121
	八幡市	18	127
	京田辺市	17	122
	久御山町	17	—
	井手町	15	118
	宇治田原町	18	120
山城南部	木津川市	11	121
	笠置町	14	123
	和束町	14	123
	精華町	18	118
	南山城村	14	124
丹後	宮津市	13	122
	京丹後市	9	121
	伊根町	13	126
	与謝野町	10	122
舞鶴・綾部	舞鶴市	16	121
	綾部市	16	125
福知山	福知山市	16	124

注 大雨警報基準表の見方

(1)基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

(2)表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(3)土壌雨量指数基準は、1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

<参考>

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

(別表2)洪水警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
京都・亀岡	京都市	小畑川流域=13.3, 西羽東師川流域=10.5, 西高瀬川流域=9.1, 白川流域=8.2, 岩倉川流域=9, 鞍馬川流域=15, 新川流域=4.5, 天神川流域=9.9, 御室川流域=8.8, 有栖川流域=10, 清滝川流域=13.1, 桂川(上流)流域=27.8, 弓削川流域=13.2, 山科川流域=14.2, 旧安祥寺川流域=8.6, 安祥寺川流域=6.6	桂川(下流)流域=(6, 41.1), 鴨川流域=(12, 14.8), 高野川流域=(14, 16), 小畑川流域=(6, 12.9), 西羽東師川流域=(6, 9.5), 西高瀬川流域=(6, 8.1), 白川流域=(6, 8.1), 岩倉川流域=(6, 8.1), 天神川流域=(6, 8.8), 御室川流域=(6, 8.7), 有栖川流域=(6, 8.4), 清滝川流域=(6, 11.7), 弓削川流域=(14, 9.9), 山科川流域=(12, 10), 旧安祥寺川流域=(6, 7.8), 安祥寺川流域=(12, 5)	淀川水系 鴨川・高野川[荒神橋], 宇治川[榎尾山], 桂川下流[桂], 木津川下流[加茂]
	亀岡市	東掛川流域=6.4, 鶴の川流域=8.3, 年谷川流域=10, 雑水川流域=4.9, 曾我谷川流域=9.3, 七谷川流域=8.3, 大飼川流域=12.2, 千々川流域=6.2, 三俣川流域=11.3, 本梅川流域=10.8	東掛川流域=(5, 5.7), 桂川流域=(9, 39), 鶴の川流域=(5, 7.3), 年谷川流域=(5, 9.2), 雑水川流域=(5, 4.4), 大飼川流域=(5, 10.9), 千々川流域=(5, 5.5), 本梅川流域=(5, 9.7)	淀川水系 桂川中流・園部川[鳥羽・保津橋・小山]
	向日市	小畑川流域=17.6, 西羽東師川流域=10.2	—	桂川下流[桂]
	長岡京市	小泉川流域=8.2, 小畑川流域=18.3	小畑川流域=(8, 15.4)	桂川下流[桂]
	大山崎町	小泉川流域=9.1, 小畑川流域=18.5	桂川流域=(6, 59.7), 小畑川流域=(8, 15.6)	淀川[枚方], 桂川下流[桂]
南丹・京丹波	南丹市	由良川流域=19.5, 棚野川流域=17.9, 原川流域=8.8, 河内谷川流域=10.4, 西川流域=13.1, 東所川流域=5.2, 三俣川流域=12.2, 官山川流域=7.7, 園部川流域=9.4, 陣田川流域=5.8, 半田川流域=8.7, 本梅川流域=15.5, 八田川流域=7.7, 田原川流域=14.4, 志和賀川流域=5.1, 木住川流域=6.9, 中世木川流域=6.3, 海老谷川流域=6.2	由良川流域=(8, 17.5), 棚野川流域=(6, 16.1), 原川流域=(8, 7.9), 園部川流域=(7, 8.1), 本梅川流域=(6, 13.8), 田原川流域=(6, 12.9), 志和賀川流域=(6, 4.5), 木住川流域=(6, 6.2)	淀川水系 桂川中流・園部川[鳥羽・保津橋・小山]
	京丹波町	由良川流域=42.3, 土師川流域=12.9, 高屋川流域=17.5, 上和知川流域=14.9, 井尻川流域=6.6, 質美川流域=8, 実勢川流域=4.9, 須知川流域=10.2, 曾根川流域=6, 水呑川流域=7.4, 西河内川流域=7.3	由良川流域=(7, 38), 土師川流域=(5, 11.6), 高屋川流域=(11, 15.7), 井尻川流域=(7, 5.9), 質美川流域=(7, 7.2), 須知川流域=(5, 9.1), 曾根川流域=(5, 5.4), 西河内川流域=(5, 6.5)	—
山城中部	宇治市	井川流域=6.3, 名木川流域=7.3, 山科川流域=16.2, 志津川流域=9.5, 笠取川流域=6.9, 弥陀次郎川流域=4.4	宇治川流域=(10, 38.1), 井川流域=(8, 6.3), 名木川流域=(6, 6.5), 志津川流域=(6, 8.5), 笠取川流域=(6, 6.2), 弥陀次郎川流域=(6, 3.8)	宇治川[榎尾山], 木津川下流[加茂]
	城陽市	古川流域=8.6, 長谷川流域=5.5, 青谷川流域=6.9	木津川流域=(8, 56.2), 古川流域=(8, 5.2)	宇治川[榎尾山], 木津川下流[加茂]
	八幡市	大谷川流域=12.2, 防賀川流域=8.4	大谷川流域=(8, 10.8)	淀川水系 鴨川・高野川[荒神橋], 淀川[枚方], 宇治川[榎尾山], 桂川下流[桂], 木津川下流[加茂]
	京田辺市	防賀川流域=6, 普賢寺川流域=8.5, 手原川流域=7, 天津神川流域=4.8, 馬坂川流域=3.7	—	木津川下流[加茂]
	久御山町	古川流域=12.9, 名木川流域=7.8	—	淀川水系 鴨川・高野川[荒神橋], 宇治川[榎尾山], 桂川下流[桂], 木津川下流[加茂]
	井手町	青谷川流域=7.1, 南谷川流域=5.6, 玉川流域=6.4, 洪川流域=2.9	—	木津川下流[加茂]
	宇治田原町	田原川流域=9.3	—	—
	山城南部	木津川市	天神川流域=5.1, 不動川流域=5.8, 鳴子川流域=7.5, 井関川流域=5.4, 山田川流域=9.7, 赤田川流域=6.5, 新川流域=6.1, 和東川流域=15.7	井関川流域=(5, 4.7), 赤田川流域=(9, 5.3)
笠置町		白砂川流域=17.1, 打滝川流域=8.8, 横川流域=6.6	—	木津川上流[岩倉], 木津川下流[加茂]
和東町		和東川流域=14.3, 中村川流域=5.3, 南川流域=4	和東川流域=(5, 14.3)	木津川上流[岩倉], 木津川下流[加茂]
精華町		煤谷川流域=7.5, 山田川流域=9	—	木津川下流[加茂]
南山城村		名張川流域=57.8	—	木津川上流[岩倉]

(別表2)洪水警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
丹後	宮津市	大雲川流域=7.4, 大手川流域=13.9, 野田川流域=23.2, 神子川流域=3.8	大手川流域=(5, 11.1), 神子川流域=(5, 3.3)	由良川下流[福知山]
	京丹後市	吉野川流域=5.6, 宇川流域=18, 竹野川流域=16.3, 大橋川流域=3.9, 福田川流域=7.7, 木津川流域=8.4, 佐濃谷川流域=9.3, 川上谷川流域=10.2, 栃谷川流域=3.5, 久美谷川流域=5.2, 吉永川流域=6.1, 小西川流域=5.6, 鱒留川流域=11.6, 新庄川流域=4.7, 俵野川流域=4.6, 三原川流域=5.7, 長野川流域=5.2, 円頓寺川流域=4.9, 大谷川流域=5	竹野川流域=(5, 14.6), 大橋川流域=(7, 3.8), 福田川流域=(5, 6.2), 木津川流域=(5, 7.2), 佐濃谷川流域=(5, 8.3), 川上谷川流域=(9, 9), 栃谷川流域=(5, 3.4), 久美谷川流域=(7, 4.6), 小西川流域=(5, 5), 鱒留川流域=(5, 10.4), 新庄川流域=(7, 3.9), 俵野川流域=(5, 4.1), 大谷川流域=(5, 4.5)	—
	伊根町	筒川流域=14, 長延川流域=8.3, 田原川流域=5.9	筒川流域=(5, 12.6)	—
	与謝野町	野田川流域=17.4, 香河川流域=6.7, 岩屋川流域=6.1, 加悦奥川流域=6.2, 滝川流域=8.1, 奥山川流域=3.9	野田川流域=(5, 13.8), 加悦奥川流域=(5, 5.5), 奥山川流域=(5, 3.5)	—
舞鶴・綾部	舞鶴市	八戸地川流域=5.2, 久田美川流域=6.9, 岡田川流域=8.5, 桧川流域=10.8, 平川流域=4.9, 滝川流域=5.9, 宇谷川流域=4.2, 米田川流域=4.2, 池内川流域=13.5, 河辺川流域=8.7, 志楽川流域=7.2, 祖母谷川流域=7.7, 与保呂川流域=9.8, 伊佐津川流域=18, 高野川流域=5.9, 福井川流域=4.8, 野原川流域=7	由良川流域=(6, 38.4), 岡田川流域=(6, 7.6), 桧川流域=(6, 9.7), 宇谷川流域=(6, 3.6), 米田川流域=(6, 3.7), 志楽川流域=(6, 6.4), 祖母谷川流域=(14, 5.7), 与保呂川流域=(6, 9.5), 伊佐津川流域=(12, 16), 高野川流域=(12, 4.8), 福井川流域=(6, 4)	由良川下流[福知山]
	綾部市	犀川流域=14.5, 安場川流域=7.8, 八田川流域=11.4, 上林川流域=21.2, 畑口川流域=9.7	由良川流域=(9, 37.9), 犀川流域=(13, 12), 八田川流域=(5, 9.8), 上林川流域=(5, 21.1)	由良川中流[綾部]
福知山	福知山市	宮川流域=11.9, 尾藤川流域=6.8, 在田川流域=6, 花倉川流域=7.8, 大呂川流域=6.2, 牧川流域=24.1, 和久川流域=11.1, 土師川流域=23.7, 大谷川流域=5.7, 相長川流域=5.9, 雲原川流域=10.9, 佐々木川流域=10.3, 畑川流域=9.6, 千原川流域=6.8, 直見川流域=8.5, 弘法川流域=4.2, 竹田川流域=26, 川合川流域=13.2, 榎原川流域=7.1, 田中川流域=3.4	由良川流域=(7, 47.8), 宮川流域=(5, 11.8), 尾藤川流域=(5, 4.8), 在田川流域=(5, 4.7), 大呂川流域=(5, 5.5), 牧川流域=(7, 17.8), 和久川流域=(11, 9.1), 土師川流域=(11, 20.6), 大谷川流域=(5, 4.6), 相長川流域=(5, 4.9), 雲原川流域=(5, 9.8), 弘法川流域=(5, 3.7), 榎原川流域=(5, 6.7), 田中川流域=(5, 2.8)	由良川下流[福知山], 由良川中流[綾部]

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3)大雨注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
京都・亀岡	京都市	10	91
	亀岡市	7	91
	向日市	10	97
	長岡京市	11	100
	大山崎町	8	100
南丹・京丹波	南丹市	8	85
	京丹波町	7	84
山城中部	宇治市	8	98
	城陽市	10	94
	八幡市	11	99
	京田辺市	11	95
	久御山町	11	102
	井手町	11	92
	宇治田原町	9	93
山城南部	木津川市	6	94
	笠置町	8	95
	和束町	7	95
	精華町	9	92
	南山城村	6	96
丹後	宮津市	6	86
	京丹後市	6	86
	伊根町	6	89
	与謝野町	6	86
舞鶴・綾部	舞鶴市	8	86
	綾部市	7	88
福知山	福知山市	7	87

注 大雨注意報基準表の見方

(1)基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

(2)表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(3)土壌雨量指数基準は、1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

<参考>

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

(別表4)洪水注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
京都・亀岡	京都市	小畑川流域=8.3, 西羽東師川流域=8.4, 西高瀬川流域=7.2, 白川流域=6.5, 岩倉川流域=7.2, 鞍馬川流域=12, 新川流域=3.7, 天神川流域=7.9, 御室川流域=7, 有栖川流域=8, 清滝川流域=10.4, 桂川(上流)流域=22.2, 弓削川流域=10.5, 山科川流域=11.3, 旧安祥寺川流域=6.8, 安祥寺川流域=5.2	桂川(下流)流域=(6, 29.2), 鴨川流域=(5, 13.3), 高野川流域=(5, 14.4), 小畑川流域=(5, 8.3), 西羽東師川流域=(5, 8.4), 西高瀬川流域=(5, 7.2), 白川流域=(5, 6.5), 岩倉川流域=(5, 7.2), 鞍馬川流域=(5, 12), 新川流域=(5, 3.6), 天神川流域=(5, 7.9), 御室川流域=(5, 6.3), 有栖川流域=(5, 7.6), 清滝川流域=(6, 8.3), 桂川(上流)流域=(5, 22.2), 弓削川流域=(5, 8.9), 山科川流域=(8, 7), 旧安祥寺川流域=(5, 6.8), 安祥寺川流域=(5, 4.5)	淀川水系 鴨川・高野川[荒神橋], 宇治川[榎尾山], 桂川下流[桂], 木津川下流[加茂]
	亀岡市	東掛川流域=5.1, 鶴の川流域=6.6, 年谷川流域=6.8, 雑水川流域=3.9, 曾我谷川流域=7.4, 七谷川流域=6.6, 犬飼川流域=9.7, 千々川流域=4.9, 三俣川流域=9, 本梅川流域=8.6	東掛川流域=(5, 5.1), 桂川流域=(6, 25.2), 鶴の川流域=(5, 6.6), 年谷川流域=(5, 6.8), 雑水川流域=(5, 3.9), 曾我谷川流域=(5, 7.4), 七谷川流域=(5, 5), 犬飼川流域=(5, 9.7), 千々川流域=(5, 4.9), 本梅川流域=(5, 8.6)	淀川水系 桂川中流・園部川[鳥羽・保津橋・小山]
	向日市	小畑川流域=14, 西羽東師川流域=7.5	小畑川流域=(5, 14), 西羽東師川流域=(5, 6.6)	—
	長岡京市	小泉川流域=6.5, 小畑川流域=14.6	小畑川流域=(8, 9)	—
	大山崎町	小泉川流域=7.2, 小畑川流域=14.8	桂川流域=(6, 42.5), 小畑川流域=(8, 9.1)	桂川下流[桂]
南丹・京丹波	南丹市	由良川流域=15.6, 棚野川流域=14.3, 原川流域=7, 河内谷川流域=8.3, 西川流域=10.4, 東所川流域=4.2, 三俣川流域=9.7, 官山川流域=6.1, 園部川流域=7.5, 陣田川流域=4.6, 半田川流域=6.9, 本梅川流域=12.4, 八田川流域=6.1, 田原川流域=11.5, 志和賀川流域=4.1, 木住川流域=5.5, 中世木川流域=4.6, 海老谷川流域=4.9	桂川流域=(6, 30.1), 由良川流域=(6, 12.5), 棚野川流域=(6, 11.4), 原川流域=(7, 7), 河内谷川流域=(6, 6.6), 西川流域=(5, 10.4), 東所川流域=(5, 4.1), 官山川流域=(5, 3.6), 園部川流域=(5, 7.3), 陣田川流域=(5, 4.6), 半田川流域=(5, 6.6), 本梅川流域=(6, 9.9), 八田川流域=(5, 6.1), 田原川流域=(6, 11.5), 志和賀川流域=(6, 3.2), 木住川流域=(6, 5.5), 中世木川流域=(7, 4.6), 海老谷川流域=(7, 4.9)	淀川水系 桂川中流・園部川[鳥羽・保津橋・小山]
	京丹波町	由良川流域=33.8, 土師川流域=10.3, 高屋川流域=14, 上和知川流域=11.9, 井尻川流域=5.2, 質美川流域=6.4, 実勢川流域=3.9, 須知川流域=8.1, 曾根川流域=4.8, 水呑川流域=5.9, 西河内川流域=5.8	由良川流域=(5, 32.8), 土師川流域=(5, 10.3), 高屋川流域=(6, 11.2), 上和知川流域=(5, 11.9), 井尻川流域=(7, 4.2), 質美川流域=(7, 5.1), 実勢川流域=(5, 3.9), 須知川流域=(5, 8.1), 曾根川流域=(5, 4.8), 水呑川流域=(5, 5.6), 西河内川流域=(5, 4.6)	—
山城中部	宇治市	井川流域=4.9, 名木川流域=5.8, 山科川流域=12.9, 志津川流域=7.6, 笠取川流域=5.5, 弥陀次郎川流域=3.5	宇治川流域=(7, 34.3), 井川流域=(5, 4.5), 名木川流域=(5, 5.8), 山科川流域=(6, 10.3), 志津川流域=(5, 7.6), 笠取川流域=(6, 4.4), 弥陀次郎川流域=(5, 3.4)	宇治川[榎尾山]
	城陽市	古川流域=6.8, 長谷川流域=4.4, 青谷川流域=5.5	木津川流域=(7, 50.6), 古川流域=(5, 4.7)	木津川下流[加茂]
	八幡市	大谷川流域=9.7, 防賀川流域=6.7	大谷川流域=(5, 9.7), 木津川流域=(5, 66.7), 防賀川流域=(5, 6.7)	宇治川[榎尾山], 桂川下流[桂], 木津川下流[加茂]
	京田辺市	防賀川流域=4.8, 普賢寺川流域=6.8, 手原川流域=5.6, 天津神川流域=3.9, 馬坂川流域=3	防賀川流域=(5, 3.5)	木津川下流[加茂]
	久御山町	古川流域=10.3, 名木川流域=6.2	—	宇治川[榎尾山], 木津川下流[加茂]
	井手町	青谷川流域=5.6, 南谷川流域=4.4, 玉川流域=5.1, 渋川流域=2.2	—	木津川下流[加茂]
	宇治田原町	田原川流域=7.4	—	—

(別表4)洪水注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
山城南部	木津川市	天神川流域=4.1, 不動川流域=4.6, 鳴子川流域=6, 井関川流域=4.3, 山田川流域=7.7, 赤田川流域=5.2, 新川流域=4.8, 和東川流域=12.5	木津川流域=(5, 37.9), 天神川流域=(5, 3.8), 井関川流域=(5, 4.2), 山田川流域=(5, 7.7), 赤田川流域=(5, 4.8)	木津川下流[加茂]
	笠置町	白砂川流域=13.6, 打滝川流域=7, 横川流域=5.2	—	木津川上流[岩倉]
	和東町	和東川流域=11.4, 中村川流域=4.2, 南川流域=3.3	和東川流域=(5, 9.1)	木津川下流[加茂]
	精華町	煤谷川流域=6, 山田川流域=7.2	煤谷川流域=(7, 4.8)	木津川下流[加茂]
	南山城村	名張川流域=46.2	—	木津川上流[岩倉]
丹後	宮津市	大雲川流域=5.9, 大手川流域=11.1, 野田川流域=18.5, 神子川流域=3	由良川流域=(5, 49), 大雲川流域=(5, 5.9), 大手川流域=(5, 9.9), 神子川流域=(5, 2.8)	由良川下流[福知山]
	京丹後市	吉野川流域=4.4, 宇川流域=14.4, 竹野川流域=13, 大橋川流域=3.1, 福田川流域=5.8, 木津川流域=6.7, 佐濃谷川流域=7.4, 川上谷川流域=8.1, 栃谷川流域=2.7, 久美谷川流域=4.2, 吉永川流域=4.8, 小西川流域=4.4, 鱒留川流域=9.2, 新庄川流域=3.8, 俵野川流域=3.7, 三原川流域=4.6, 長野川流域=4.2, 円頓寺川流域=3.9, 大谷川流域=4	吉野川流域=(5, 3.5), 宇川流域=(5, 11.5), 竹野川流域=(5, 13), 大橋川流域=(5, 2.5), 福田川流域=(5, 5.6), 木津川流域=(5, 6), 佐濃谷川流域=(5, 5.9), 川上谷川流域=(5, 6.5), 栃谷川流域=(5, 2.2), 久美谷川流域=(5, 3.3), 吉永川流域=(5, 3.8), 小西川流域=(5, 3.5), 鱒留川流域=(5, 7.4), 新庄川流域=(5, 3.5), 俵野川流域=(5, 2.9), 三原川流域=(5, 3.6), 長野川流域=(5, 4.1), 円頓寺川流域=(5, 3.9), 大谷川流域=(5, 3.2)	—
	伊根町	筒川流域=9.7, 長延川流域=6, 田原川流域=4.7	筒川流域=(5, 9.7), 長延川流域=(5, 6), 田原川流域=(5, 4.5)	—
	与謝野町	野田川流域=13.9, 香河川流域=5.3, 岩屋川流域=4.8, 加悦奥川流域=4.9, 滝川流域=6.4, 奥山川流域=3.1	野田川流域=(5, 12.4), 香河川流域=(5, 4.2), 岩屋川流域=(5, 4.8), 加悦奥川流域=(5, 4.9), 滝川流域=(5, 6.4), 奥山川流域=(5, 2.5)	—
舞鶴・綾部	舞鶴市	八戸地川流域=4.2, 久田美川流域=5.5, 岡田川流域=6.8, 松川流域=8.6, 平川流域=3.8, 滝川流域=4.7, 宇谷川流域=3.3, 米田川流域=3.3, 池内川流域=10.8, 河辺川流域=6.9, 志楽川流域=5.7, 祖母谷川流域=6.1, 与保呂川流域=7.8, 伊佐津川流域=14.4, 高野川流域=4.7, 福井川流域=3.9, 野原川流域=5.6	由良川流域=(5, 24.2), 八戸地川流域=(7, 4.1), 久田美川流域=(6, 4.4), 岡田川流域=(5, 6.5), 松川流域=(5, 8.6), 平川流域=(5, 3.8), 滝川流域=(6, 3.8), 宇谷川流域=(6, 2.6), 米田川流域=(5, 3.2), 池内川流域=(5, 10.8), 河辺川流域=(5, 4.8), 志楽川流域=(6, 4.6), 祖母谷川流域=(5, 5.1), 与保呂川流域=(5, 7.8), 伊佐津川流域=(6, 11.5), 高野川流域=(7, 4.2), 福井川流域=(5, 3.6), 野原川流域=(6, 4.5)	由良川下流[福知山]
	綾部市	犀川流域=10.8, 安場川流域=6.2, 八田川流域=8.6, 上林川流域=16.9, 畑口川流域=7.7	由良川流域=(6, 27), 犀川流域=(5, 10.4), 安場川流域=(5, 5.6), 八田川流域=(5, 8.6), 上林川流域=(5, 16.9), 畑口川流域=(5, 7.7)	由良川中流[綾部]
福知山	福知山市	宮川流域=9.5, 尾藤川流域=5.4, 在田川流域=4.8, 花倉川流域=6.2, 大呂川流域=4.9, 牧川流域=19.2, 和久川流域=8.8, 土師川流域=18.9, 大谷川流域=4.6, 相長川流域=4.7, 雲原川流域=8.7, 佐々木川流域=8.2, 畑川流域=7.6, 千原川流域=5.4, 直見川流域=6.8, 弘法川流域=3.4, 竹田川流域=20.8, 川合川流域=10.5, 榎原川流域=5.6, 田中川流域=2.6	由良川流域=(6, 20.8), 宮川流域=(5, 9.5), 尾藤川流域=(5, 4.3), 在田川流域=(5, 4.2), 大呂川流域=(5, 3.9), 牧川流域=(5, 16), 和久川流域=(5, 8.2), 土師川流域=(6, 15.1), 大谷川流域=(5, 4.1), 相長川流域=(5, 3.8), 雲原川流域=(5, 8.7), 佐々木川流域=(5, 8.2), 畑川流域=(5, 7.6), 千原川流域=(5, 5.4), 直見川流域=(5, 6.8), 弘法川流域=(5, 2.6), 川合川流域=(5, 10.5), 榎原川流域=(5, 5.6), 田中川流域=(5, 2)	由良川下流[福知山], 由良川中流[綾部]

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5)高潮警報・注意報基準

平成22年5月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
京都・亀岡	京都市	—	—
	亀岡市	—	—
	向日市	—	—
	長岡京市	—	—
	大山崎町	—	—
南丹・京丹波	南丹市	—	—
	京丹波町	—	—
山城中部	宇治市	—	—
	城陽市	—	—
	八幡市	—	—
	京田辺市	—	—
	久御山町	—	—
	井手町	—	—
	宇治田原町	—	—
山城南部	木津川市	—	—
	笠置町	—	—
	和束町	—	—
	精華町	—	—
	南山城村	—	—
丹後	宮津市	1.0m	0.7m
	京丹後市	1.1m	0.8m
	伊根町	1.1m	0.8m
	与謝野町	1.0m	0.7m
舞鶴・綾部	舞鶴市	1.0m	0.7m
	綾部市	—	—
福知山	福知山市	—	—

注 高潮警報・注意報基準表の見方

(1)基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

(2)高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いる。

(3)基準が設定されていない市町村等については、その欄を“—”で示している。

(3) 京都地方気象台所属地域気象観測所 (アメダス) 一覧表

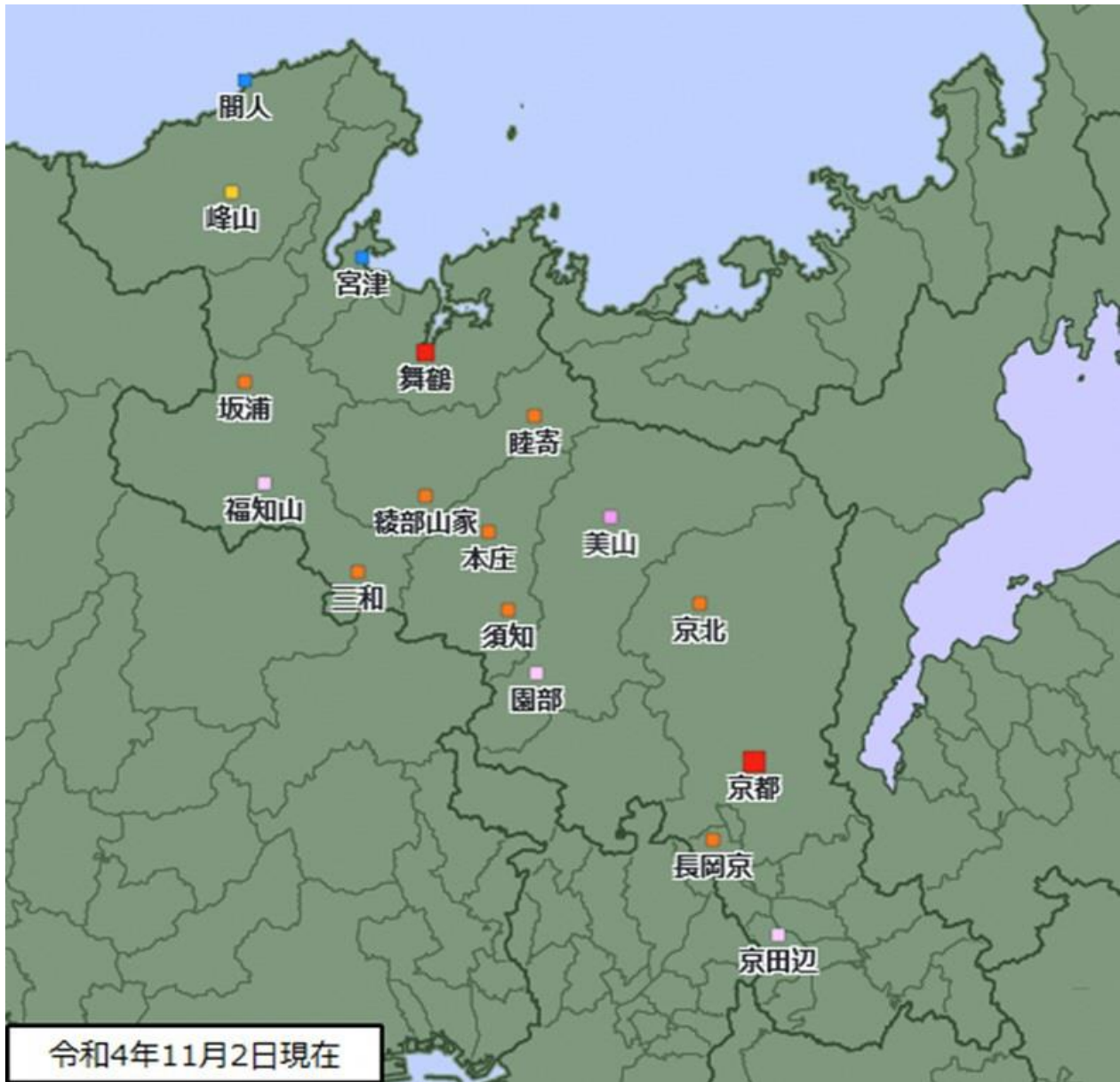
令和4(2022)年11月2日現在

観測所名	読み仮名	観測種目						所在地	緯度	経度	標高
		気温	湿度	降水量	風向・風速	日照時間	積雪の深さ				
間人	たいざ	○		○	○	▲		京丹後市丹後町間人小字新ヶ皿	35° 44.2'	135° 05.2'	42m
峰山	みねやま			○			○	京丹後市峰山町荒山	35° 37.1'	135° 04.3'	23m
宮津	みやづ	○		○	○	▲		宮津市字上司	35° 33.0'	135° 14.1'	2m
坂浦	さかうら			○				福知山市下野条	35° 25.1'	135° 05.2'	223m
舞鶴	まいづる	○	○	○	○	○	○	舞鶴市字下福井 舞鶴特別地域気象観測所	35° 27.0'	135° 19.0'	2m
睦寄	むつより			○				綾部市睦寄町狸岩	35° 22.9'	135° 27.2'	175m
福知山	ふくちやま	○	○	○	○	▲		福知山市字荒河	35° 18.7'	135° 06.8'	17m
三和	みわ			○				福知山市三和町千束	35° 13.0'	135° 13.9'	105m
綾部山家	あやべやまが			○				綾部市東山町山家	35° 17.8'	135° 18.9'	87m
本庄	ほんじょう			○				船井郡京丹波町本庄西畑	35° 15.6'	135° 23.7'	95m
美山	みやま	○	○	○	○	▲	○	南丹市美山町静原桧野	35° 16.5'	135° 33.0'	200m
須知	しゅうち			○				船井郡京丹波町富田蒲生野	35° 10.6'	135° 25.2'	150m
園部	そのべ	○	○	○	○	▲		南丹市園部町黒田	35° 06.5'	135° 27.3'	134m
京北	けいほく			○				京都市右京区京北比賀江町院谷	35° 10.9'	135° 39.7'	260m
京都	きょうと	○	○	○		○	○	京都市中京区西ノ京笠殿町 京都地方気象台	35° 00.8'	135° 43.9'	41m
					○			京都市中京区西ノ京船塚町	35° 00.7'	135° 44.1'	36m
長岡京	ながおかきょう			○				長岡京市光風台	34° 55.8'	135° 40.7'	71m
京田辺	きょうたなべ	○	○	○	○	▲		京田辺市薪西浜	34° 49.8'	135° 45.6'	20m

観測種目の記号説明

○	気象観測測器による観測値
▲	気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値

京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）配置図



シンボル	観測所の種類	観測要素
■	気象台	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧
■	特別地域気象観測所	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧
■	地域気象観測所（アメダス）	降水量
■	地域気象観測所（アメダス）	降水量・積雪深
■	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間（推計）
□	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間（推計）・湿度
□	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間（推計）・積雪深・湿度

●注意報・警報発表例 (例文1)

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 京都地方気象台発表
 ((京都府では、〇〇日夜のはじめ頃から〇〇日夜遅くまで土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水、暴風に警戒してください。))

京都市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害), 洪水, 暴風 [注意報]雷
 福知山市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害) [注意報]大雨, 雷, 強風, 洪水
 舞鶴市 [警報]大雨(浸水害) [注意報]雷, 強風, 波浪, 洪水
 綾部市 [警報]大雨(浸水害) [注意報]雷, 強風, 洪水
 宇治市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害), 洪水, 暴風 [注意報]雷
 宮津市 [警報]大雨(浸水害) [注意報]雷, 強風, 波浪, 洪水
 亀岡市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害), 洪水, 暴風 [注意報]雷
 城陽市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害), 洪水, 暴風 [注意報]雷
 向日市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害), 洪水, 暴風 [注意報]雷
 長岡京市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害), 洪水, 暴風 [注意報]雷
 八幡市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害), 洪水, 暴風 [注意報]雷
 京田辺市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害), 洪水, 暴風 [注意報]雷
 京丹後市 [警報]大雨(浸水害) [注意報]雷, 強風, 波浪, 洪水
 南丹市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害), 洪水, 暴風 [注意報]雷
 木津川市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害), 洪水, 暴風 [注意報]雷
 大山崎町 [警報]大雨(土砂災害、浸水害), 洪水, 暴風 [注意報]雷
 久御山町 [警報]大雨(浸水害), 洪水, 暴風 [注意報]雷
 井手町 [警報]大雨(土砂災害、浸水害), 洪水, 暴風 [注意報]雷
 宇治田原町 [警報]大雨(土砂災害、浸水害), 洪水, 暴風 [注意報]雷
 笠置町 [警報]大雨(土砂災害、浸水害), 洪水, 暴風 [注意報]雷
 和束町 [警報]大雨(土砂災害、浸水害), 洪水, 暴風 [注意報]雷
 精華町 [警報]大雨(土砂災害、浸水害), 洪水, 暴風 [注意報]雷
 南山城村 [警報]大雨(土砂災害、浸水害), 洪水, 暴風 [注意報]雷
 京丹波町 [警報]大雨(土砂災害、浸水害), 洪水, 暴風 [注意報]雷
 伊根町 [警報]大雨(浸水害) [注意報]雷, 強風, 波浪, 洪水
 与謝野町 [警報]大雨(浸水害) [注意報]雷, 強風, 洪水

● 台風情報発表例 (例文2)

令和〇〇年 台風第〇〇号に関する京都府気象情報 第〇号
 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分京都地方気象台発表

(見出し)

非常に強い台風第〇〇号は、西日本の南海上を速度を上げながら北東に進み、京都府には〇〇日夕方に最も接近する見込みです。暴風に警戒してください。

(本文)

非常に強い台風第〇〇号は、〇〇日〇〇時には与論島付近にあって、1時間におよそ30キロの速さで北東へ進んでいます。中心の気圧は935ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は45メートル、最大瞬間風速は65メートルで、中心の南東側220キロ以内と北西側190キロ以内では風速25メートル以上の暴風となっています。

台風は、西日本の南海上を速度を上げながら北東に進み、京都府には〇〇日夕方に最も接近する見込みです。台風の北上に伴い、京都府には暖かく湿った空気が流れ込むため、大気の状態が非常に不安定となるでしょう。

[雨の予想]

京都府では、台風の接近に伴い〇〇日昼過ぎから夜遅くにかけて、雷を伴い激しい雨の降るおそれがあります。

〇〇日に予想される1時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 40ミリ

南部 40ミリ

〇〇日〇〇時から〇〇日〇〇時までには予想される24時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 100ミリ

南部 120ミリ

〇〇日〇〇時から〇〇日〇〇時までには予想される24時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 50から100ミリ

南部 50から100ミリ

[風の予想]

京都府では台風の接近に伴い風が強まり、〇〇日夕方から夜のはじめ頃にかけて、南部を中心に北よりの風が非常に強く吹く見込みです。

〇〇日に予想される最大風速(最大瞬間風速)

北部陸上 15メートル(30メートル)

北部海上 18メートル(30メートル)

南部陸上 20メートル(35メートル)

[波の予想]

〇〇日に予想される波の高さ

北部 3メートル

[高潮の予想]

北部の海岸や河口付近の低地では、〇〇日は高潮のおそれがあります。

[防災事項]

暴風に警戒してください。

低い土地の浸水、土砂災害、河川の増水、高波、高潮に注意してください。

竜巻などの激しい突風や落雷にも注意してください。

発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど安全確保に努めてください。

[補足事項]

最新の台風情報や、今後発表する警報、注意報、気象情報、竜巻注意情報に留意してください。

次の「令和〇〇年 台風第〇〇号に関する京都府気象情報」は〇〇日〇〇時頃に発表する予定です。

●大雨（雪）情報発表例（例文3）

大雨と突風及び落雷に関する京都府気象情報 第〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分京都地方気象台発表

（見出し）

北部では〇〇日昼過ぎにかけて、南部では〇〇日昼過ぎから夜のはじめ頃にかけて大雨となる見込みです。低い土地の浸水、土砂災害、河川の増水に注意してください。また、〇〇日夜遅くにかけて、竜巻などの激しい突風や落雷にも注意してください。

（本文）

日本海にある梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んでおり、京都府では大気の状態が非常に不安定となっています。梅雨前線は、〇〇日にかけて京都府をゆっくりと南下する見込みです。

〔雨の実況〕

降り始め（〇〇日〇〇時〇〇分）から〇〇日〇〇時〇〇分までの降水量（アメダスによる速報値）

南丹市美山	〇〇. 〇ミリ
京丹波町本庄	〇〇. 〇ミリ
京丹波町須知	〇〇. 〇ミリ
南丹市園部	〇〇. 〇ミリ
京都市京北	〇〇. 〇ミリ

〔雨の予想〕

北部では〇〇日昼過ぎにかけて、南部では〇〇日昼過ぎから夜のはじめ頃にかけて、局地的に雷を伴った激しい雨が降るおそれがあります。

〇〇日に予想される1時間降水量は、いずれも多い所で、

北部	40ミリ
南部	40ミリ

〇〇日〇〇時から〇〇日〇〇時までに予想される24時間降水量は、いずれも多い所で、

北部	80ミリ
南部	100ミリ

〔防災事項〕

低い土地の浸水、土砂災害、河川の増水に注意してください。

竜巻などの激しい突風や落雷にも注意してください。

発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

〔補足事項〕

今後発表する注意報、気象情報、竜巻注意情報に留意してください。

次の「大雨と突風及び落雷に関する京都府気象情報」は、〇〇日〇〇時頃に発表する予定です。

● 記録的短時間大雨情報発表例(例文4)

京都府記録的短時間大雨情報 第〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表

〇〇時〇〇分京都府で記録的短時間大雨
舞鶴市西部付近で120ミリ以上
上京区付近で約90ミリ
＝

●土砂災害警戒情報発表例（例文5）

京都府土砂災害警戒情報 第×号

令和△△年□□月□□日 □時□分
 京都府 京都地方气象台 共同発表

【警戒対象地域】

京都市伏見区 京都市山科区 京都市西京区 福知山市旧福知山市域* 福知山市夜久野町*
 宇治市 亀岡市 南丹市八木町

【警戒解除地域】

京都市北区 京都市左京区 京都市右京区 南丹市美山町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

<概況>

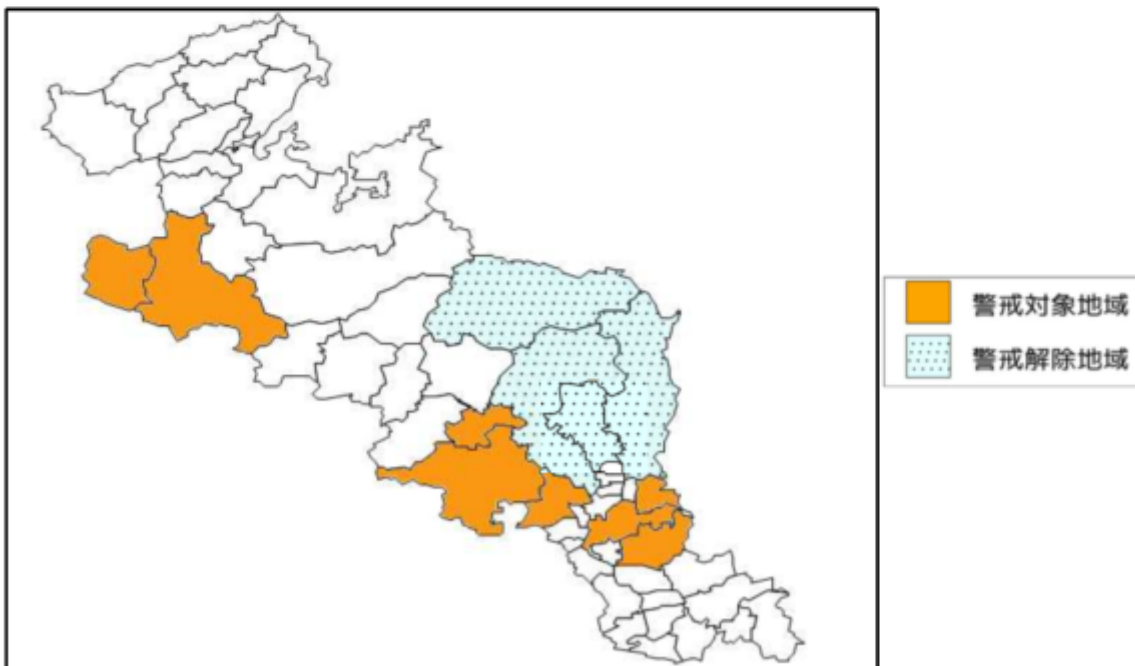
大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、気象情報や市町村から発表される情報に注意してください。

【補足情報】

危険度高まっている区域は、京都府や気象庁のホームページ等でも確認できます。
 京都府「京都府土砂災害警戒情報システム」内の「土砂災害危険度情報」
 気象庁「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」



問い合わせ先

075-414-5318（京都府建設交通部砂防課）

075-841-3008（京都地方气象台）

●竜巻注意情報発表例 (例文6)

京都府竜巻注意情報 第〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表

京都府南部、北部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分まで有効です。

第3 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報

1 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報

洪水によって国民の経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について気象庁の機関と国土交通省の機関が共同して洪水注意報、警報を発表し一般住民に周知する。（水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項）

(1) 対象河川、区域等（京都府関係）

河川名	区 域	水 位 観測所	洪水予報 発表者
淀川幹川 宇治川	左岸 宇治市宇治塔之川36番の2地先 } から 右岸 宇治市宇治紅芥25番の8地先 } 桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで	榎尾山	近畿地方整備局 淀川ダム統合 管理事務所長
淀川幹川 淀川	左岸 } 桂川、宇治川、木津川三川の合流点から海まで 右岸 }	枚方	大阪管区 気象台長
淀川支川 木津川 下流	左岸 木津川市加茂町山田野田3 } から幹川合流点まで 右岸 相楽郡和束町大字木屋字桶淵22-2 }	加茂	気象台長
淀川支川 木津川 上流	左岸 相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町笠置字野田坂1まで 右岸 相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町大字切山小字宮毛田まで	岩倉	
淀川支川 桂川 下流	左岸 京都市右京区嵯峨亀ノ尾町無番地 } から 右岸 京都市西京区嵐山元録山町国有林38林班ル小班地先 } 幹川合流点まで	桂	
由良川 下流	由良川 左岸 福知山市前田地先 } から海まで 右岸 福知山市猪崎地先 }	福知山	近畿地方整備局 福知山河川国道 事務所長
	土師川 左岸 福知山市字堀地先 } から由良川への合流点まで 右岸 福知山市字土師地先 }		京都地方 気象台長
由良川 中流	左岸 綾部市野田町西ノ谷105番地先から福知山市前田地先まで 右岸 綾部市味方町鷺谷6番地先から福知山市猪崎地先まで	綾部	

洪水予報基準点（京都府関連）

水系名	河川名	基準点	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫する可能 性のある水位	備考
淀川	宇治川	榎尾山	3.00	3.50	3.60	4.20	
	淀川	枚方	4.50	5.40	5.50	8.10	
	桂川下流	桂	3.80	3.90	4.00	4.40	
	木津川下流	加茂	4.50	5.90	6.00	6.80	
	木津川上流	岩倉	6.00	6.70	7.70	8.17	
由良川	由良川	綾部	3.50	5.00	6.00	7.81	
	由良川・土師川	福知山	4.00	5.00	5.90	8.20	

注1 氾濫危険水位(特別警戒水位)とは、基準点が受け持つ予報区域において洪水により堤防の決壊等の災害が起こる（無堤部は浸水被害が発生する）おそれがある水位

2 水位については、必要に応じて見直す場合がある。

(2) 連絡系統

伝達手段及び経路を「淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川）洪水予報の連絡系統」及

び「由良川幹川洪水予報の連絡系統」に示す。

2 国土交通省が行う水防警報

国土交通大臣が洪水により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定した河川について水防警報を行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与える。（水防法第16条第1項）

(1) 対象河川、区域等（京都府関係）

河川名	区 域	名 称	対 象 水 位 観 測 所				水防警報 発 表 者
			地 名	位 置	氾濫 注意 水位	計画高 水 位	
淀川 幹川	左岸 宇治市宇治 金井戸16-5 右岸 宇治市槇島町 槇尾山1-2 から大阪府境まで	向 島	京都市 伏見区 向島橋詰町	河口より 44.90km	m 2.00	m 4.11	近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長
		枚 方	大阪府 枚方市 桜町3-32	河口より 25.90km	4.50	6.36	
淀川支川 木津川	左右岸 相楽郡南山城村 地内(三重県界) から幹川合流点まで	加 茂	京都府 木津川市 加茂町 北船屋	幹川合流点 より 30.60km	4.50	9.01	近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長
		岩 倉	三重県 伊賀市 岩倉	幹川合流点 より 57.40km	6.00	10.50	
淀川支川 桂川	左岸 京都市右京区嵯峨 亀の尾町 右岸 京都市西京区嵐山 元録山町国有林 38 林班ル小班地 先 から幹川合流点まで	桂	京都市 西京区 桂浅原町	河口より 50.40km	3.80	5.06	近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長
由良川 幹川	左岸 綾部市野田町西ノ 谷105番地先 右岸 綾部市味方町鷺谷 6番地先 から海まで	福知山	福知山市 寺町	河口より 36.60km	4.00	7.74	近畿地方 整備局 福知山 河川国道 事務所長
		綾 部	綾部市 味方町	河口より 51.90km	3.50	8.12	
由良川 支川 土師川	左岸 福知山市字堀地先 右岸 福知山市字土師地 先 から幹川合流点まで	福知山	福知山市 寺町	河口より 36.60km	4.00	7.74	

(2) 連絡系統

伝達手段及び経路を「淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川・淀川小支川名張川）水防警報の連絡系統」及び「由良川幹川水防警報の連絡系統」に示す。

3 京都府と気象庁とが共同して行う洪水予報

第1項に掲げた河川以外で、洪水によって相当な損害を生ずるおそれのある河川について、京都府と気象庁は共同して洪水予報を行う。(水防法第11条第1項)

(1) 実施区域等

河川名	区 域		水 位 観測所	洪水予報 発 表 者	指 定 年月日
鴨川 ・ 高野川	鴨 川	左岸：京都市北区上賀茂北ノ原町1番6 右岸：京都市北区西賀茂上庄田町16番6 から桂川合流点まで	荒神橋	京都土木 事務所長 京都地方 気象台長	平16.6.1
	高 野 川	左岸：京都市左京区上高野奥小森町21番1 右岸：京都市左京区八瀬野瀬町64 から鴨川合流点まで			
桂川 中流 ・ 園部川	桂 川	左岸：南丹市日吉町中大向9番1地先から 亀岡市保津町立岩1番地2地先まで 右岸：南丹市日吉町中五味向5番地先から 亀岡市篠町山本下太田20番地先 まで	保津橋 鳥 羽	南丹土木 事務所長 京都地方 気象台長	平20.6.13
	園 部 川	本梅川合流点から桂川合流点まで	小 山		

(2) 洪水予報基準点

河川名	発表基準対象水位観測所					備 考
	名 称	所 在 地	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水 位)	
鴨川・ 高野川	荒神橋	京都市左京区 吉田河原町 14番地先	1.60	1.90	2.30	
桂川	保津橋	亀岡市保津町 字下中島	3.30	3.50	4.00	
	鳥羽	南丹市八木町 南鳥羽	2.00	2.20	2.60	
園部川	小山	南丹市園部町 小山東町藤ノ 木54-1地先	1.40	1.70	2.20	

(3) 発表の種類及び基準

種 類	基 準	警戒レベル相当情報
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき。	警戒レベル2相当情報
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。	警戒レベル3相当情報
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。	警戒レベル4相当情報
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき。	警戒レベル5相当情報

(4) 連絡系統

伝達は、定形化された形式を用いて行い、伝達手段及び経路を「鴨川・高野川洪水予報の連絡系統」及び「桂川中流・園部川洪水予報の連絡系統」に示す。

(5) 洪水浸水想定区域図

洪水予報を実施する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

各河川の洪水浸水想定区域図は、砂防課、関係土木事務所及び関係市町村で閲覧に供する。（水防法第14条）

4 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知

(1) 水防警報

指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるとき、水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。（水防法第16条）

ア 警報事項等

(7) 警報事項

- a 準備……水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの
- b 出動……水防団員の出動の必要性を示すもの
- c 解除……水防活動の終了を通知するもの

(イ) 流域の雨量及び対象水位観測所の水位

イ 水防警報の発表時期

(ア) 水防警報（準備）

水防団待機水位（指定水位）に達したとき

(イ) 水防警報（出動）

氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

(ウ) 水防警報（解除）

氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要がなくなったとき

※ 水防団待機水位（指定水位）を下回り、以降、水位上昇の見込みの無いとき

※ 気象予警報の解除により、土木事務所の水防待機体制を解除するとき

(2) 氾濫危険水位（特別警戒水位）に係る水位情報の通知・周知等

水防法第13条第2項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして知事が指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。

知事が指定した河川について通知をした知事は、避難指示等の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

また、府は、その他の河川についても、役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

府は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

なお、氾濫危険水位（特別警戒水位）については、水位情報の通知・周知を実施する河川について順次指定を行う。

指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

その洪水浸水想定区域図は砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。

(3) 実施区域等

実施区域等を、「知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等」に示す。

(4) 水防警報及び水位情報の通知の連絡系統

伝達手段及び経路を別に示す。

(5) 発表及び通知の形式

水防警報の発表及び水位情報の通知は、別途定める様式により行う。

5 洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川

洪水予報河川及び水位周知河川の以外の河川については、災害からの安全な京都づくり条例に基づき全ての府管理河川の洪水浸水想定区域図を公表する。

また、府が管理する中小河川に、危機管理型水位計を整備し、避難行動の目安となる水位を設定する。

水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等

河川名	区域	対象水位観測所							発表者	指定年月日		
		名称	所在地	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(特別警戒)水位	堤防高		水防警報	水位情報通知・周知	
鴨川・高野川	鴨川 起点 終点	左岸:京都市北区上賀茂北ノ原町1番6 右岸:京都市北区西賀茂上庄田町16番6 桂川合流点	荒神橋	京都市左京区吉田河原町14番地先	m 0.80	m 1.60	m 1.90	m 2.30	m 5.60	京都府 京都土木事務所長	(当初) 平5.6.25 (変更) 平16.6.1	洪水予報 実施河川
	高野川 起点 終点	左岸:京都市左京区上高野奥小森町21番1 右岸:京都市左京区八瀬野瀬町64 鴨川合流点									平16.6.1	
桂川	起点	左岸:京都市右京区京北上黒田町瀧坂1番地先 右岸:京都市右京区京北上黒田町木屋谷14番地1地先	周山	京都市右京区京北周山町	2.50	4.00	4.00	4.70	6.25	京都府 南丹土木事務所長	平17.7.1	洪水予報 実施河川
	終点	左岸:京都市右京区京北栃本町南48番地2地先 右岸:京都市右京区京北栃本町正尺1番地1地先(直轄管理区域界)										
	起点	左岸:南丹市日吉町中大向9番地1地先 右岸:南丹市日吉町中五味向5番地先(直轄管理区域界)	鳥羽	南丹市八木町鳥羽	1.10	2.00	2.20	2.60	5.91	平11.6.22		
	終点	左岸:南丹市八木町西田下林23番地2地先 右岸:南丹市八木町八木河原57番地2地先	保津橋	亀岡市保津町字下中島	2.30	3.30	3.50	4.00	5.74			
山科川	起点 終点	安祥寺川合流点 終点(直轄管理区域界)	勧修寺	京都市山科区勧修寺東出町	1.20	2.20	2.20	2.40	5.28	京都府 京都土木事務所長	平17.7.29	平20.5.26
天神川	起点 終点	開き3号橋(市道衣笠鏡石緯3号線) 桂川合流点	西院	京都市右京区西院東貝川町	1.80	2.50	2.50	3.20	5.80		平17.7.29	平27.5.29
弓削川	起点 終点	起点 桂川合流点	五本松	京都市右京区京北五本松町セバトロ	1.30	2.40	2.40	2.80	6.74		平18.6.2	平20.5.26
西高瀬川	起点 終点	西大路三条(分水嶺) 鴨川合流点	稲村橋	京都市南区上鳥羽北戒光町	1.90	2.40			5.91		平26.6.13	
小畑川	起点 終点	起点 桂川合流点	大原野	京都市西京区大原野上里紅葉町	1.30	2.20	2.20	2.60	5.74	京都府 乙訓土木事務所長	平13.7.10	平17.7.1
小泉川	起点 終点	起点 桂川合流点	松田橋	大山崎町円明寺地先	1.30	1.90	1.90	2.30	5.40		平18.9.22	平28.6.7

河川名	区域	対象水位観測所							発表者	指定年月日	
		名称	所在地	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(特別警戒)水位	堤防高		水防警報	水位情報通知・周知
普賢寺川	起点 高井橋(府道生駒井手線) 中間点 新宮橋上流0.2km床固工 終点 木津川合流点	三山木	京田辺市三山木七瀬川地先	m 0.90	m 1.20	m 1.70	m 2.00	m 3.88	京都府 山城北土木 事務所長	平17.7.29	平28.6.7
古川	起点 起点 終点 久御山排水機場	佐古	久御山町佐古外屋敷	1.80	2.20			5.30		平18.6.2	
大谷川	起点 極楽橋(市道馬ヶ背線) 終点 大阪府界	八幡	八幡市八幡東島2の1	1.50	2.10	2.80	3.10	3.61		平18.6.2	平28.6.7
田原川	起点 城山大橋(国道307号) 終点 門口川合流点	荒木	宇治田原町荒木大地1-1	0.80	1.40	1.40	1.70	2.74		平18.6.2	平20.1.10
弥陀次郎川	起点 起点 終点 宇治川合流点	弥陀次郎川	宇治市五ヶ庄北ノ庄	0.40	1.00			2.07		平26.6.13	
長谷川	起点 起点 終点 木津川合流点	長谷川(城陽市)	城陽市奈島下ノ畔	0.80	1.30			2.50		平26.6.13	
青谷川	起点 起点 終点 木津川合流点	青谷川(山城)	井手町多賀東小字北河原	1.60	2.20			3.48		平26.6.13	
手原川	起点 起点 終点 木津川合流点	手原川	京田辺市薪溜池	0.70	1.30			2.56		平26.6.13	
天津神川	起点 起点 終点 木津川合流点	天津神川	京田辺市田辺棚倉	0.40	0.80			1.25		平26.6.13	
馬坂川	起点 起点 終点 防賀川合流点	馬坂川	京田辺市田辺	0.40	0.70			1.19		平26.6.13	
防賀川(上流)	起点 起点 終点 神矢樋門付近	興戸(防賀川)	京田辺市興戸東垣内	0.40	1.00			2.94		(当初)平26.6.13 (変更)令3.6.9	
防賀川(下流)	起点 手原川暗渠 終点 大谷川合流点	内里(防賀川)	八幡市内里古宮	1.00	1.50			3.91		平29.6.27	
南谷川	起点 起点 終点 木津川合流点	南谷川	井手町多賀下川	0.58	1.38			2.28		平26.6.13	
玉川	起点 起点 終点 木津川合流点	井手	井手町井手梅ノ木原	0.66	1.60			3.53		平26.6.13	
渋川	起点 起点 終点 木津川合流点	渋川	井手町下赤田	0.40	0.96			2.18	平26.6.13		
煤谷川	起点 起点 終点 木津川合流点	菱田	精華町菱田宮西22-2	0.70	1.30	1.30	1.70	4.23	京都府 山城南土木 事務所長	平17.7.29	平20.1.10
山田川	起点 古川橋(府道奈良精華線) 終点 木津川合流点	山田川	木津川市相楽城下地先	1.40	2.40	2.40	2.70	4.90		平17.7.29	平20.5.26
和東川	起点 小瀬川合流点 終点 木津川合流点	門前橋	和東町大字原山小字西手地先	1.20	1.60	1.60	1.90	5.66		平17.7.29	平20.5.26
井関川	起点 起点 終点 山田川合流点	井関川	木津川市木津町瓦谷地先	1.60	2.10	2.10	2.40	4.10		平18.6.2	平20.5.26

河川名	区域		対象水位観測所						発表者	指定年月日		
			名称	所在地	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(特別警戒)水位		堤防高	水防警報	水位情報通知・周知
赤田川	起点	赤田川橋(JR)	赤田川	木津川市加茂町大野烏田地先	1.40	2.00	2.00	2.40	3.40	京都府山城南土木事務所長	平18.6.2	平20.5.26
	終点	終点(直轄管理区域界)										
鳴子川	起点	新鳴子橋(府道上狛城陽線)	鳴子川	木津川市山城町北河原内畑	0.40	0.90	m	m	3.30		平26.6.13	
	終点	木津川合流点										
天神川	起点	起点	天神川(木津川市)	木津川市山城町綺田	0.30	0.70			3.56		平26.6.13	
	終点	木津川合流点										
不動川	起点	起点	不動川	木津川市山城町平尾	0.70	1.20			3.26	平26.6.13		
	終点	木津川合流点										
新川	起点	美浪地区付近(L=1.6km)	新川(木津川市)	木津川市加茂町駅東4丁目	1.00	1.80			1.81	平26.6.13		
	終点	木津川合流点										
年谷川	起点	雲仙橋	三宅	亀岡市三宅町	0.60	1.40			3.39	京都府南丹土木事務所長	平24.9.4	
	終点	桂川合流点										
曾我谷川	起点	起点	余部	亀岡市余部町	0.90	1.50			3.64		平24.9.4	
	終点	桂川合流点										
犬飼川	起点	起点	並河橋	亀岡市大井町並河	0.70	1.40	2.10	2.50	4.35		平24.9.4	平29.6.27
	終点	桂川合流点										
園部川	起点	本梅川合流点	小山	南丹市園部町小山東町藤ノ木地先	0.50	1.40	1.70	2.20	3.75		平13.7.10	洪水予報実施河川
	終点	桂川合流点										
田原川	起点	京都市界	殿田	南丹市日吉町殿田大貝15の2	0.90	1.80	1.90	2.60	3.17		平19.3.9	平29.6.27
	終点	桂川合流点										
棚野川	起点	林橋	静原	南丹市美山町静原九鬼ヶ坂28の8番地	2.00	3.50	4.20	4.80	6.60	平19.3.9	平29.6.27	
	終点	由良川合流点										
高屋川	起点	起点	高屋川橋	京丹波町豊田下川原7の1地先	1.40	1.90	2.10	2.20	3.00	平19.3.9	平29.6.27	
	終点	藤ヶ瀬橋										
須知川	起点	起点	須知川橋	京丹波町須知	1.10	1.60			3.60	平29.6.27		
	終点	高屋川合流点										
七谷川	起点	起点	七谷川	亀岡市河原林町河原尻	0.10	1.00			4.03	平26.6.13		
	終点	桂川合流点										
三俣川	起点	起点	三俣橋	亀岡市旭町小豆畑	0.40	0.70			2.86	平26.6.13		
	終点	桂川合流点										
犀川	起点	西坂川合流点	新庄	綾部市新庄町小字東81-1地先	1.00	1.70	1.70	2.00	4.59	京都府中丹東土木事務所長	平17.7.29	平19.5.30
	終点	由良川合流点										
八田川	起点	起点	湊垣	綾部市湊垣町久田25-8地先	1.10	1.90					平17.7.29	
	終点	由良川合流点										
上林川	起点	神塚橋(府道小浜綾部線)	八津合	綾部市八津合町寺町	1.00	2.00	2.00	2.50	4.93		平18.6.2	平19.5.30
	終点	土倉下橋(農道)										
伊佐津川	起点	池内川合流点	二ツ橋	舞鶴市大内	1.30	2.00	2.00	2.50	5.29		平13.7.10	平17.7.1
	終点	終点(海)										
志楽川	起点	鹿原川合流点	志楽川	舞鶴市字田中町50地先	0.70	1.30	1.30	1.70	3.02		平17.7.29	平19.5.30
	終点	終点(海)										

河川名	区域		対象水位観測所						発表者	指定年月日		
			名称	所在地	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(特別警戒)水位		堤防高	水防警報	水位情報通知・周知
与保呂川	起点 菅坂川合流点	終点 終点(海)	行永	舞鶴市字行永2066の2	1.00	1.60				京都府中丹東土木事務所長	平24.9.4	
米田川	起点 起点	終点 伊佐津川合流点	米田川	舞鶴市字上安	0.45	0.80			2.19	京都府中丹東土木事務所長	平26.6.13	
和久川	起点 榎原川合流点	終点 由良川合流点	榎原	福知山市大字拝師小字岡本2054番地	m -0.40	m 0.70	m 0.70	m 1.10	m 2.69	京都府中丹西土木事務所長	平17.7.29	平26.6.9
牧川	起点 直見川合流点	終点 由良川合流点	上川口	福知山市下小田小字荒砂66の1	1.20	1.90	1.90	2.10	3.73		平17.7.29	平26.6.9
土師川	起点 平石川合流点	終点 終点(直轄管理区域界)	三俣	福知山市字三俣地先	1.50	2.50	2.50	2.80	5.20		平17.7.29	平26.6.9
弘法川	起点 起点	終点 由良川合流点	下篠尾	福知山市下篠尾	0.90	1.00			2.34		平26.6.13	
宮川	起点 北原川合流点	終点 終点(直轄管理区域界)	二俣	福知山市大江町二俣	1.10	2.00	2.00	2.80	5.10		平26.6.13	平26.6.9
大手川	起点 今福川合流点	終点 終点(海)	福田橋	宮津市喜多	1.80	2.90	2.90	3.10			京都府丹後土木事務所長	平13.7.10
福田川	起点 公庄川合流点	終点 終点(海)	網野橋	京丹後市網野町小浜小字小橋地内	1.00	1.50	1.50	1.80	2.61	平13.7.10		平17.7.1
野田川上流	起点 滝川合流点	終点 三村橋(府道野田川加悦線)	寺田橋	与謝野町算所	2.30	3.50	3.50	4.10		平17.7.29		平19.5.30
野田川下流	起点 三村橋(府道野田川加悦線)	終点 終点(海)	堂谷橋	与謝野町字下山田小字タイト田	2.30	3.50	3.50	4.10	6.40			
竹野川上流	起点 久住川合流点	終点 京丹後市峰山町界	大宮	京丹後市大宮町口大野小字鯨377番2	1.50	2.00	2.00	2.80		平17.7.29		平19.5.30
竹野川下流	起点 京丹後市大宮町界	終点 終点(海)	矢田橋	京丹後市峰山町糸井新田326-2地先	2.00	2.60	2.60	3.60	6.10			
川上谷川	起点 伯耆谷川合流点	終点 終点(海)	橋爪橋	京丹後市久美浜町橋爪483地先	1.00	1.30	1.30	1.50	5.24	平17.7.29		平26.6.9
佐濃谷川	起点 円頓寺川合流点	終点 終点(海)	出合橋	京丹後市久美浜町野中小字出合361番地	1.20	1.60	1.60	2.10	3.81	平17.7.29		平19.5.30
筒川	起点 田原川合流点	終点 終点(海)	伊根	伊根町本庄上桜1530-1地先	0.50	0.80	0.80	1.30	3.98	平18.6.2		平27.5.29
宇川	起点 山根橋(市道井の内1号線)	終点 終点(海)	宇川	京丹後市丹後町平小字長楽592番地先	1.50	2.10	2.10	2.60		平18.6.2		平19.5.30
小西川	起点 起点	終点 竹野川合流点	御旅	京丹後市峰山町御旅	1.00	1.20				平28.6.10		

※ 水位については、水位観測所(テレメータ)の設置状況を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

第4 水防活動の利用に適合する注意報及び警報

気象業務法第14条の2に基づく「水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）予報及び警報」は、水防管理団体等に迅速かつ適切な水防活動の指針を与えるとともに、住民（公私の団体を含む、以下同じ。）への周知により相応の対策を促すために行う。

1 予報区

水防活動用予報警報の予報区については、一般予報警報の場合に準じて京都地方気象台が担当する。

2 種類

水防活動用予報警報は次表左欄の種類とし、その発表はそれぞれ同表右欄の一般予報警報の発表をもって代える。

水防活動用予報警報の種類

種類	代替する一般予報警報の種類
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報

3 伝達

(1) 用紙

水防活動用予報警報の伝達には、一般予報警報と同一の様式を使用する。

(2) 伝達

水防活動用予報警報の伝達手段及び経路を、「京都府予報警報伝達経路図」で示す。

4 水防活動に利用する気象情報

一般予報警報を補足する情報のうち、次表のものを水防活動に利用する。

水防活動に利用する気象情報の種類

気象情報の種類
キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等
早期注意情報（警報級の可能性）
気象情報（台風情報、大雨情報）
記録的短時間大雨情報
その他水防活動に密接に関連する情報

第5 各種の気象通報

1 鉄道気象通報

気象庁総務部長と鉄道気象連絡会会長との間に交わされた「鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき列車、線路等の災害防止のために、京都地方気象台から西日本旅客鉄道株式会社に対し、京都地方鉄道気象通報を行う。

2 電力気象通報

気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に交わされた「電気事業に適合する気象通報業務等の共同実施に関する覚書」に基づき、電気事業施設の気象災害防止のために大阪管区気象台、京都地方気象台から関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社に対し、必要な気象に関する情報を通報する。

3 火災気象通報

消防法第22条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、京都地方気象台は京都府に対し、火災気象通報を行う。

(1) 通報区域

「二次細分区域」単位での通報とする。

(2) 通報基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

(3) 通報内容及び時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予測される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時通報する。

(4) 市町村長が行う「火災警報」

ア 市町村長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。

イ 市町村長は火災警報を発表したときは、火災予防上必要な措置を取らなければならない。

(5) 火災気象通報の伝達

火災気象通報の伝達手段及び経路を「京都府火災気象通報伝達経路図」に示す。

4 漁業無線気象通報

気象官署から、最寄りの漁業用海岸局に対して行う気象及び水象に関する「漁業無線気象通報」は、京都地方気象台から宮津漁業無線局に通知し、これらと交信している海域の漁船に伝達する。

第6 津波警報等

1 大津波警報、津波警報及び津波注意報は、地震が海底の浅いところで発生し、津波の起こるおそれがある場合及び津波の発生について外国からの通報があった場合に、津波の来襲する地域とその高さを予測して行う注意報及び警報であって、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表する。

2 津波警報等の予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区（原則として、都道府県支庁の区分）に分けられている。京都府は、全域が1つの予報区であり、予報区名称は「京都府」である。

3 津波警報等の種類と内容

(1) 種類

ア 大津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれが著しく大きいと予想されるとき発表する。

イ 津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

エ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 内容

「発表基準・解説・発表される津波の高さ等」に示す。

4 津波警報等の伝達

(1) 大津波警報、津波警報及び津波注意報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される電文に頭書きを付加して伝達する。伝達の際、電文に「京都府」以外の沿岸の津波警報等が含まれることがある。

(2) 大津波警報、津波警報及び津波注意報の伝達手段及び経路を「大津波警報、津波警報及び津波注意報の連絡系統」に示す。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合との潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波予報の発表基準と発表内容

種類	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第7 緊急地震速報の実施及び実施基準等

- (1) 気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。
- (注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。
- (2) 京都地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

第8 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する資料や状況を速報するための「地震及び津波に関する情報」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

1 地震及び津波に関する情報の種類と内容

地震情報・津波情報の種類と内容を「地震及び津波に関する情報の種類と内容」に示す。

2 情報の伝達

- (1) 地震及び津波に関する情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される情報に頭書きを付加して伝達する。
ただし、「遠地地震に関する情報」及びその他の情報は「そのまま」伝達する。
ただし、「各地の震度に関する情報」については、京都府及び近隣府県で震度1以上を観測した地点を伝達する。
- (2) 地震及び津波に関する情報の伝達手段及び経路を「地震及び津波に関する情報伝達経路図」に示す。

3 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震及び津波に関する情報の伝達基準は、おおむね次による。

- (1) 津波に関する情報は、「京都府」に関する大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。
- (2) 震源に関する情報は、近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。
- (3) 震源・震度に関する情報は、次のいずれかの地震を観測したとき。
 - ア 京都府内で震度3以上
 - イ 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上
 - ウ その他の府県で震度6弱以上

- (4) 各地の震度に関する情報
京都府内で震度1以上の地震を観測したとき。
- (5) 遠地地震に関する情報
外国で顕著な地震が発生したとき。
- (6) その他の情報
その他上記以外に防災上有効と認められるとき。

地震及び津波に関する情報の種類と内容

地震の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（注1）（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報、注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。※。 日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

津波情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区（注3）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点（注4）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報（*1）	沿岸で観測された津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報（*2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

注1 京都府の地域は「京都府北部」及び「京都府南部」

* 1 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

* 2 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値ともに数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸で推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値ともに数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸で推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値ともに数値で発表

第9 京都府内に影響を及ぼすような火山噴火、降灰等が生じた場合、被害を軽減するため噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報等（以降、火山現象警報等と呼ぶ）を発表し、京都地方気象台から、京都府災害対策課、NHK京都放送局、第八管区海上保安本部へ通知する。

火山現象警報等の経路図を「火山現象警報等に関する情報伝達経路図」に示す。

第10 異常現象発見者通報制度

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

1 発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は水防機関（水防管理者又は水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、地震発生後の海面状態の異常及びその他の現象の場合は市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

2 警察官、海上保安官等の通報

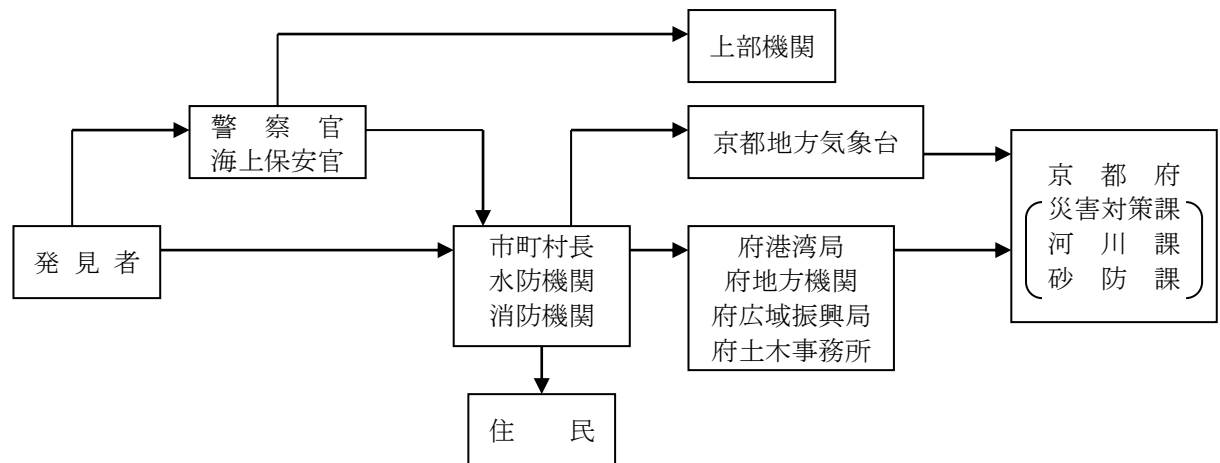
通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市町村長及び上部機関に通報するものとする。

3 市町村長の通報

1、2によって通報を受けた市町村長は、直ちに気象官署及び府地方機関に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図るものとする。

4 府地方機関の通報

3により通報を受けた府地方機関は、直ちに府（本庁関係課）に通報するものとする。



第11 予報警報等の伝達及び周知

1 周知徹底の方法

予報警報等の通報を担当する各機関は、あらかじめ定めた方法により関係者及び住民に対し周知徹底を図るものとする。

- (1) 市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)、CATV、市町村有線放送、Lアラート(災害情報共有システム)による方法
- (2) サイレン、警鐘等による方法
- (3) 防災・防犯情報メールによる方法
- (4) マイク、宣伝車等を利用する方法
- (5) 伝達組織を通じて徹底する方法
- (6) 気象告知板による方法(鉄道気象告知板等)
- (7) 無線放送による方法(航行船舶向け等)
- (8) ラジオ放送、テレビ放送による方法

2 通報連絡内容の略符号化

予報警報等の通報連絡は、迅速かつ的確に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。

3 通報連絡体制の確立

予報警報等の通報連絡にあたる各機関は、あらかじめ受報体制を確立する等、常に連絡体制の整備に努めるものとする。

第12 京都府の雨量・水位の観測と通報・公表要領(府建設交通部)

1 雨量の観測及び通報

(1) 雨量の観測

京都府が管理する雨量観測所は「京都府雨量観測所(テレメータ)」のとおりである。

また、府内における国土交通省管理の雨量観測所は「国土交通省雨量観測所(テレメータ)」のとおりである。

(2) 雨量の通報

河川課・砂防課は、府管理の雨量データを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより市町村等に通報する。

(3) 障害時の通報

システムに障害が発生した場合は、以下の要領で電話等により通報する。

ア 通報の手段

(7) 電話による通報

通報例：「〇〇雨量観測所の〇時現在の時間雨量は〇〇mmです。総雨量は〇〇mmです。」

(イ) FAXによる通報

観測記録用紙又は任意様式により行う。

イ 通報の時期

毎正時

ウ 通報の中止

水防態勢を解いたとき

2 水位の観測及び通報

(1) 水位の観測

ア 常時の水位観測

京都府が管理する水位観測所及び河川防災カメラは、「京都府水位観測所（通常水位計）」、「京都府水位観測所（危機管理型水位計）」及び「京都府河川防災カメラ」のとおりである。また、府内における国土交通省管理の水位観測所は「国土交通省水位観測所（テレメータ）」のとおりである。

イ 洪水時に特化した水位観測

上記の常時観測を行う水位計（通常水位計）とは別に、洪水時のみ水位観測を行う水位計（危機管理型水位計）を設置し、住民の避難に役立つ水位情報を提供する。危機管理型水位計を設置した水位観測所は、「京都府水位観測所（危機管理型水位計）」のとおりである。

(2) 水位の通報（水防法第12条第1項）

河川課砂防課は、府管理の水位データ（通常水位計で観測された水位データ）を、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより市町村等に通報する。

水防法第12条第1項の定めによる水防団待機水位（指定水位）を超えているときの水位の通報は、上記によるものとする。

(3) 障害時の通報

無線や観測機器等に障害が生じ、観測データが送信されない場合、土木事務所等は、職員の現認等により河川の水位状況等を把握し、河川課・砂防課及び市町村等に通報する。

通報は、次の要領で行うものとするが、障害の状況等により適宜の内容とする。

ア 通報の手段

(7) 電話による通報

通報例：「〇〇川〇〇水位観測所の水位は、〇時現在、〇.〇〇mです。」

「〇〇川〇〇水位観測所の水位が、〇時現在、水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）を上（下）回り、〇.〇〇mです。（これで通報を中止します。）」

(イ) FAXによる通報

観測記録用紙又は任意様式により行う。

イ 通報の時期

- ・水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- ・水防団待機水位（指定水位）に達してから水防団待機水位（指定水位）を下回るまでの間の毎正時
- ・水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき
- ・その他、必要と認められるとき

ウ 通報の中止

- ・水防団待機水位（指定水位）を下回ったとき
- ・氾濫注意水位（警戒水位）以下で、今後の水位上昇が認められなくなったとき
- ・水防態勢を解いたとき

3 雨量・水位・ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表

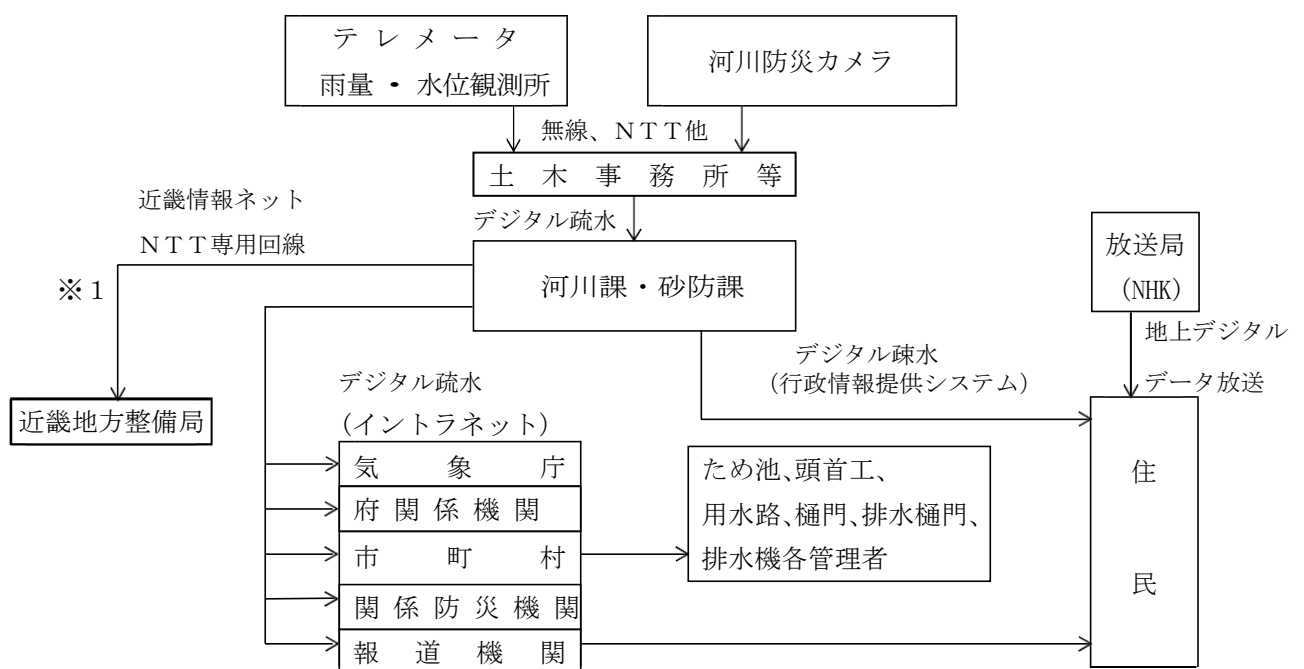
河川課・砂防課は、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送等により公表する。

また、河川防災カメラ画像についても、常時インターネット、地上デジタルデータ放送等により公表する。水防法第12条第2項の定めによる氾濫注意水位（警戒水位）を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。

なお、大野ダムについては、放流情報やダム湖カメラ映像等、分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報を提供する。

4 連絡系統

伝達手段及び経路を下図に示す。



※1 京都府の観測結果及び近畿地方整備局の観測結果について、必要に応じて相互に資料の交換を行うものとする。

5 水位の予測

河川課・砂防課は、気象庁の雨量予測に基づき、「京都府水位・氾濫予測システム」により、水位計を設置している府管理の170河川について6時間先までの水位及び氾濫区域を予測し、その情報を市町村等に提供する。

6 各機関の雨量・水位観測所

- (1) 気象庁所属の雨量観測所を「京都地方气象台所属地域気象観測所（アメダス）一覧表」及び「京都地方气象台所属地域気象観測所（アメダス）配置図」に示す。
- (2) 近畿地方整備局の設置する雨量・水位観測所を「国土交通省雨量観測所（テレメーター）」及び「国土交通省水位観測所（テレメータ）」に示す。
- (3) JR東海、JR西日本の雨量観測所は、次のとおりである。

ア 東海旅客鉄道株式会社

 関西支社 3箇所

イ 西日本旅客鉄道株式会社

 京都支社 12箇所

 福知山支社 6箇所

- (4) 東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社は主要河川の橋りょう付近に量水標を設置し、警戒水位を表示して列車運転の安全を図る。

東海旅客鉄道株式会社		
関西支社	東海道新幹線	桂川, 小畑川, 小泉川
西日本旅客鉄道株式会社		
京都支社 福知山支社	東海道本線 山陰本線	鴨川, 桂川, 小畑川, 小泉川 有栖川, 三宅川, 前川 前川, 第二大堰川 綾部・石原間80K350m付近 築堤土師川, 第三牧川
大阪支社 京都支社	舞鶴線 関西線 奈良線	下由良川, 第六伊佐津川 下の川, 木津川 木津川, 宇治川

第13 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視（府建設交通部）

1 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の109雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。

2時間後までに土砂災害警戒情報の基準値を超えると予想した1キロメッシュがあった場合には、該当市町村に対して土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。

2 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、京都地方気象台から府災害対策課経由で市町村防災担当課へ届く。

土砂災害警戒情報の補足情報は、京都府疏水ネットで市町村防災担当課及び土木事務所へ提供される。